

産 業 廃 棄 物 税

申告書記載の手引き

青 森 県

目 次

I 産業廃棄物税の概要

- 1 産業廃棄物税とは 1
- 2 課税の仕組み 1
- 3 特別徴収(申告納入)と申告納付 2

II 登録申請(最終処分場の設置の届出)

- 1 特別徴収義務者の登録 4
- 2 自社処理に係る最終処分場の設置の届出 6
- 3 登録又は届出をした事項の変更 6
- 4 最終処分場の廃止・休止・再開 7
- (産業廃棄物税登録(事項変更)申請書記載例) 8
- (最終処分場設置(変更)届出書記載例) 9

III 申告納入(納付)

- 1 産業廃棄物の搬入 11
- 2 産業廃棄物税の申告納入(納付) 12
- (産業廃棄物の種類及び体積への換算) 14
- (産業廃棄物税納入申告書記載例) 15
- (産業廃棄物税申告書記載例) 17
- (納付(納入)書記載例) 20

IV 徴収猶予等

- 1 徴収猶予 21
- 2 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除 22

V その他

- 1 申告書の提出 23
- 2 加算金と延滞金 23
- 3 救済制度 24

- 納税の場所と県税事務所のご案内 25

I 産業廃棄物税の概要

1 産業廃棄物税とは

産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対し、最終処分業者へその産業廃棄物の最終処分を委託した者及び自らその産業廃棄物の最終処分を行う者に課税します。

2 課税の仕組み

課税の対象	最終処分場への産業廃棄物の搬入
納める人	(1) 最終処分を委託する場合 最終処分の委託者(排出事業者又は中間処理業者) (2) 自ら最終処分を行う場合 最終処分を行う者
納める額	産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円
申告と納税	(1) 最終処分を委託する場合 最終処分業者が特別徴収義務者となり、産業廃棄物の最終処分の委託をした者から産業廃棄物税を受け取り、毎月、一月分を取りまとめて、翌月末日までに、県税事務所に申告納入します。 (2) 自ら最終処分を行う場合 自ら設置する最終処分場で産業廃棄物の最終処分をする事業者が、毎月の産業廃棄物の最終処分場への搬入量を取りまとめ、その搬入量に応じた税額を計算し、翌月末日までに、県税事務所に申告納付します。
課税除外	八戸工業用水道事業により供給される工業用水を自ら工業の用に供したことに伴って生じた汚泥及びこれを自ら処分した後の産業廃棄物（自ら最終処分を行う場合に限る。）
課税の仕組み	<pre>graph TD A[排出事業者 (納税義務者)] -- "自社処分" --> A A -- "委託" --> C[最終処分業者 (特別徴収義務者)] B[中間処理業者 (納税義務者)] -- "自社処分" --> B B -- "委託" --> C A -- "申告納付" --> D[県税事務所] B -- "申告納付" --> D C -- "申告納入" --> D</pre>

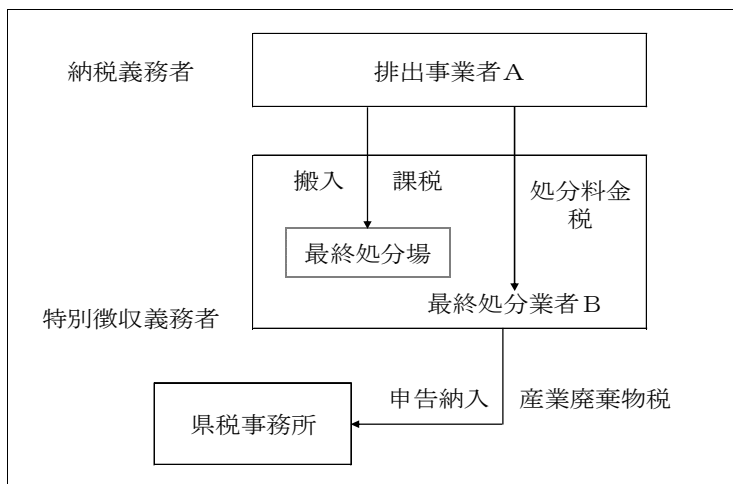
3 特別徴収(申告納入)と申告納付

(1) 特別徴収(申告納入)による場合

- ① 事業者が排出した産業廃棄物の最終処分を最終処分業者に委託し、その産業廃棄物が直接最終処分場に最終処分のため搬入された場合

排出事業者Aは最終処分料金とともに産業廃棄物税を最終処分業者Bに払います。

最終処分業者Bは排出事業者Aから最終処分料金と併せて産業廃棄物税を徴収し、産業廃棄物税を申告納入します。

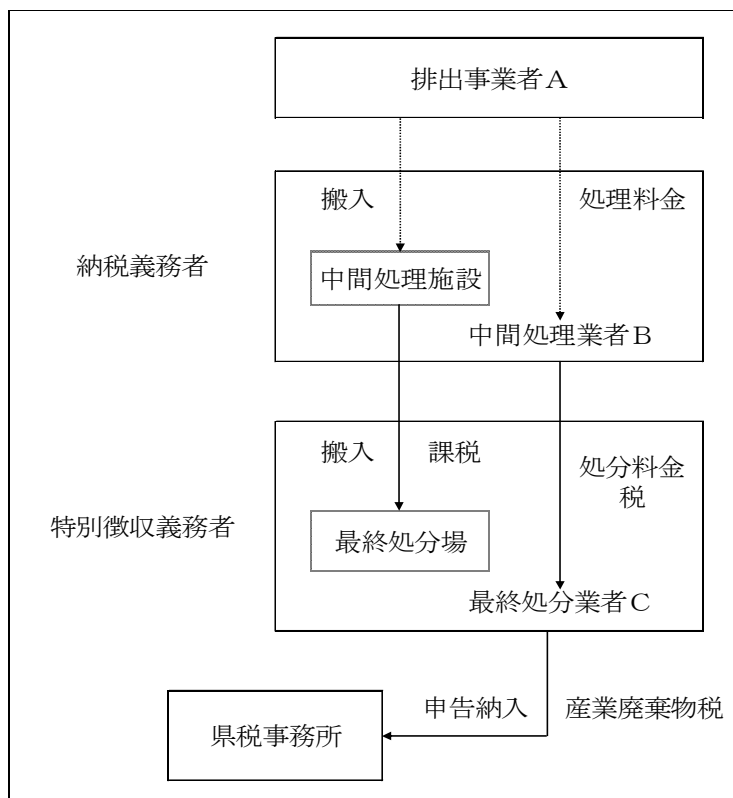


- ② 中間処理業者が中間処理した産業廃棄物の最終処分を最終処分業者に委託し、その産業廃棄物が最終処分場に最終処分のため搬入された場合

排出事業者Aは産業廃棄物税相当額が含まれた処理料金を中間処理業者Bに支払います。

中間処理業者Bは最終処分料金とともに産業廃棄物税を最終処分業者Cに支払います。

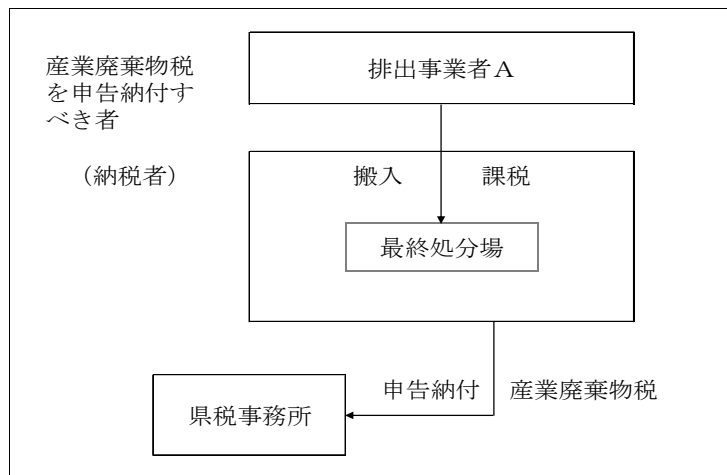
最終処分業者Cは中間処理業者Bから最終処分料金と併せて産業廃棄物税を徴収し、産業廃棄物税を申告納入します。



(2) 申告納付による場合

① 排出事業者が自ら設置する最終処分場で産業廃棄物を最終処分する場合

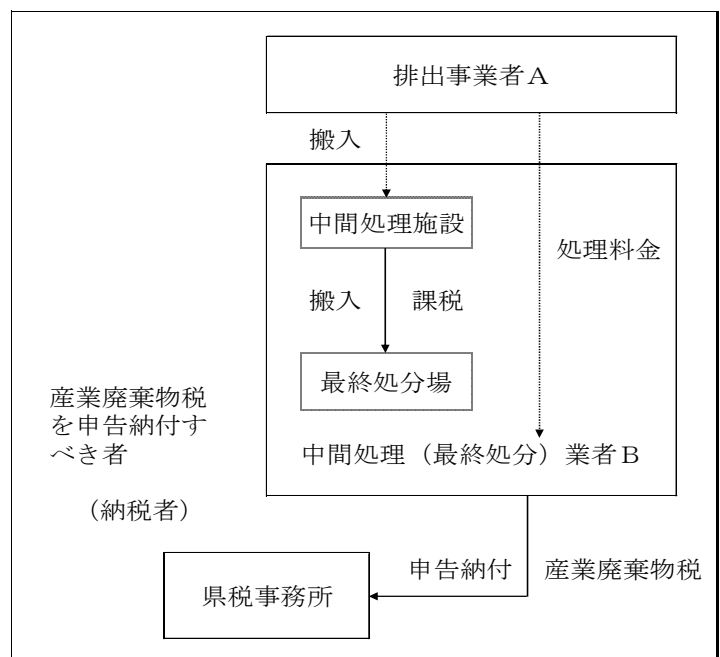
排出事業者Aは自己の最終処分場へ搬入した産業廃棄物の搬入量に応じて、産業廃棄物税を申告納付します。



② 中間処理業者が排出事業者から委託を受けた産業廃棄物を中間処理し、当該中間処理業者が自ら設置する最終処分場で産業廃棄物を最終処分する場合

排出事業者Aは産業廃棄物税相当額が含まれた処理料金を中間処理(最終処分)業者Bに支払います。

中間処理(最終処分)業者Bは自己の最終処分場へ搬入した産業廃棄物の搬入量に応じて、産業廃棄物税を申告納付します。



Ⅱ 登録申請（最終処分場の設置の届出）

1 特別徴収義務者の登録

（1）特別徴収義務者

産業廃棄物税の特別徴収義務者は、原則として、最終処分業者です。

- 最終処分業者は、産業廃棄物税条例の定めにより、特別徴収義務者の登録の有無にかかわらず産業廃棄物税の特別徴収義務者になります。

※ 県税事務所長は必要があると認めるときは、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができます。

（2）特別徴収義務者の登録申請等

最終処分業者は、特別徴収義務者の登録の申請をしなければなりません。

- 登録の申請は、「産業廃棄物税特別徴収義務者登録（事項変更）申請書」に必要事項を記載し、申請者の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所に提出します。（記載例⇒8 ページ）

- 登録の申請期限は次のとおりです。

特別徴収義務者	申請の期限
最終処分業者	最終処分を業として行おうとする日前5日まで
県税事務所長が指定する徴収の便宜を有する者	指定書の交付を受けた日から5日以内

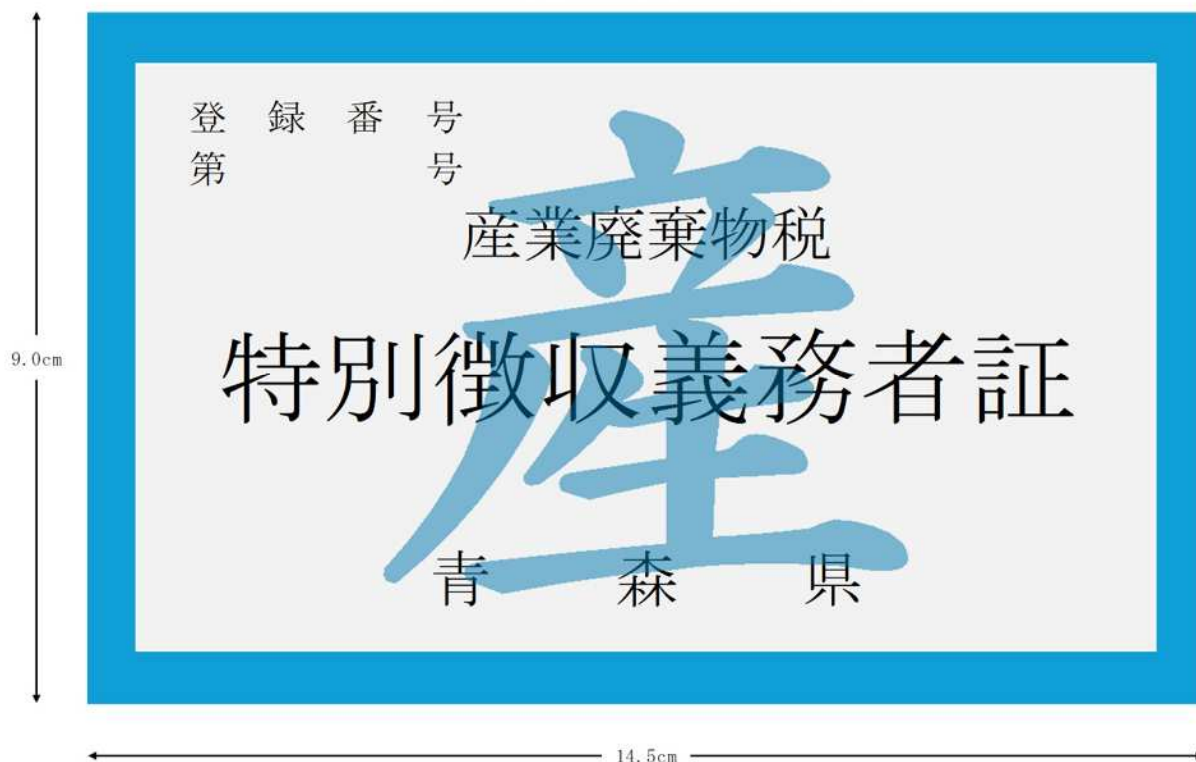
【注意事項】

- ① この登録は、最終処分場ごとに申請しなければなりません。
- ② この申請書には、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可証(変更の場合にあっては変更後の許可証)の写し及び最終処分場の見取図を添付してください。

(3) 特別徴収義務者の登録と証票

- 特別徴収義務者の登録の申請があった場合には、産業廃棄物税の特別徴収義務者であることを証する「産業廃棄物税特別徴収義務者登録証票」（以下「証票」といいます。）が交付されます。
- 交付を受けた証票がき損、磨滅又は亡失した場合には、「産業廃棄物税特別徴収義務者登録証票再交付申請書」により再交付の申請をしなければなりません。
- 特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内にその証票を返納しなければなりません。

< 産業廃棄物特別徴収義務者登録証票 >



【注意事項】

- ① 証票は、最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければなりません。
- ② 証票は、他人に貸したり、譲り渡してはいけません。

2 自社処理に係る最終処分場の設置の届出

(1) 自社処理に係る産業廃棄物税の納税者

事業者（中間処理業者を含みます。）が自ら設置する最終処分場で産業廃棄物（工業用水で一定のものを自ら工業の用に供したことにより発生する汚泥及びこれを自ら処分した後の産業廃棄物を除きます。）の最終処分を行う場合には、当該最終処分を行う者が産業廃棄物税を申告すべき納税者（以下「納税者」といいます。）となります。

(2) 自社処理に係る最終処分場の設置の届出

最終処分場を設置しようとする者（最終処分業者は除きます。）は、最終処分場の設置する旨を県税事務所に届け出なければなりません。

- 最終処分場の設置の届出は、「最終処分場設置（変更）届出書」に必要事項を記載し、届出者の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所に提出します。（記載例⇒9、10ページ）
- 届出の期限は、最終処分場の使用を開始しようとする日前5日までです。

【注意事項】

- ① この届出書は、最終処分場ごとに申請しなければなりません。
- ② この届出書には、産業廃棄物処理施設設置許可証（変更の場合にあっては変更後の許可証）の写し及び最終処分場の見取図を添付してください。

3 登録又は届出をした事項の変更

特別徴収義務者又は納税者は、登録又は届出をした事項に変更が生じた場合には、登録の変更を申請し、又はその旨を届け出なければなりません。

- 登録をした事項の変更申請は、「産業廃棄物税特別徴収義務者登録（事項変更）申請書」に必要事項を記載し、登録申請をした県税事務所に提出します。
- 届出をした事項の変更の届出は、「最終処分場設置（変更）届出書」に必要事項を記載し、最終処分場の設置の届出をした県税事務所に提出します。

【注意事項】

- ① 変更事項についてのみ記載してください。
- ② 産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可及び産業廃棄物処理施設設置の許可に係る変更がある場合は、許可証の写しを添付してください。

4 最終処分場の廃止・休止・再開

産業廃棄物の最終処分の業を廃止し、又はその業が廃止された場合には、その旨を届け出なければなりません。

- 届出の主な理由及び期限は次のとおりです。

区 分	届出の主な理由	届出の期限
廃 止 届	最終処分場の埋立完了による搬入の廃止・事業の廃止等	廃止後遅滞なく届出
休 止 届	最終処分場の施設の改造等による1ヶ月以上の休止	事前に届出
再 開 届	最終処分場への搬入の再開	

【注意事項】

廃止、休止又は再開する最終処分場ごとに届け出てください。

(産業廃棄物税登録(事項変更)申請書記載例…新規登録の場合)

登録・証票交付 伺	所 長	次 長	課 長	課 員	起 案	起 案	証票受領印又は 発送印
						決 裁	
						登録(徴収)番号	
摘 要							

受付印

令和 7 年 12 月 27 日

青森県中央県税事務所長 様

特別徴収義務者

住 所 青森市長島1丁目1-1

(電話 017 - 722 - 1111)

氏名又は名称 株式会社 △△産業

代表者の氏名 代表取締役 □□□□

個人番号又は
法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

産業廃棄物税特別徴収義務者登録(事項変更)申請書

下記のとおり申請します。

最 終 処 分 場	所 在 地	弘前市蔵主町4 (電話 0172 - 〇〇 - 〇〇〇〇)						
	産業廃棄物の種類	燃え殻、廃プラスチック類、木くず、ゴムくず						
	搬入された産業廃棄物の計測の方法	重量・体積・その他()						
	設備の概要	計量器の有・無	有・無	計量器の単位	ト	ン		
		計量器の種類	トラックスケール	計量器の盛目	10	k	g	
最終処分業の開始予定年月日		令和 8 年 1 月 1 日						
中間処理業の許可の状況		有 無						
摘 要								

注1 この申請書は、最終処分場ごとに作成してください。

2 「産業廃棄物の種類」の欄には、青森県産業廃棄物税条例施行規則第3条の表の上欄に定める産業廃棄物の種類を記載してください。

3 この申請書には、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可証(変更の場合にあっては変更後の許可証)の写し及び最終処分場の見取図を添付してください。

4 登録事項の変更申請をする場合には、変更事項を記載するとともに摘要欄に変更年月日及び当該変更事項に係る変更前の内容を記載してください。

5 「個人番号又は法人番号」欄には、申請人の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

青森県三八県税事務所長 様

(電話 0178 - 27 - 5111)

氏名又は名称 有限会社 □□センター

代表者の氏名 代表取締役 □□□□

個人番号又は
法人番号

最終処分場設置(変更)届出書

青森県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

注1 この届出書は、最終処分場ごとに作成してください。

- 9 –

受付印

令和 7 年 12 月 27 日

青森県三八県税事務所長 様

納税者

住 所 八戸市大字尻内町字鴨田 7

(電話 0178 - 27 - 5111)

氏名又は名称 有限会社 □□センター

代表者の氏名 代表取締役 □□□□

個人番号又は
法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

最終処分場設置(変更)届出書

青森県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

最 終 処 分 場	所 在 地	十和田市西十二番町20-12 (電話 0176 - 〇〇 - 〇〇〇〇)						
	産業廃棄物の種類	燃え殻、廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず						
	搬入された産業廃棄物の計測の方法	重量 体 積 ・ その他 ()						
	設 備 の 概 要	計量器の有・無	有 ・ 無	計 量 単 位	ト ン			
		計 量 器 の 種 類	トラックスケール	最 小 目 盛	10 k g			
最終処分場の使用開始年月日		令和 8 年 1 月 1 日						
摘 要								

注1 この届出書は、最終処分場ごとに作成してください。

2 「産業廃棄物の種類」の欄には、青森県産業廃棄物税条例施行規則第3条の表の上欄に定める産業廃棄物の種類を記載してください。

3 この届出書には、産業廃棄物処理施設設置許可証(変更の場合にあつては変更後の許可証)の写し及び最終処分場の見取図を添付してください。

4 届出をした事項について、変更の届出をする場合には、変更後の事項を記載するとともに摘要欄に変更年月日及び当該変更事項に係る変更前の内容を記載してください。

5 「個人番号又は法人番号」欄には、届出人の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

Ⅲ 申告納入（納付）

1 産業廃棄物の搬入

(1) 課税標準

産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量です。

- 課税標準としての重量は、前月の初日から末日までの間において最終処分場に搬入された産業廃棄物の種類ごとに算定された重量を合計した重量です。
- 産業廃棄物の種類ごとの産業廃棄物の重量を算定する場合において、当該重量に0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
なお、重量の計測に当たっては、トラックスケールなど計量器の測定可能な範囲内で重量を計測します。
- 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合に限り、体積を重量に換算して得た重量を課税標準とすることができます。（換算表⇒14ページ）

〈計算例〉 汚泥 2.05 m³ が最終処分場に搬入された場合の換算して得た重量

$$2.05 \text{ m}^3 \times 1.10 \text{ トン/m}^3 = 2.255 \text{ トン}$$

※ 産業廃棄物の種類ごとの体積の計測が困難な場合にあっては、その主たる産業廃棄物の種類により換算することができます。

(2) 帳簿の記載・保存

特別徴収義務者（最終処分業者）及び自ら産業廃棄物の最終処分をする事業者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入について、その搬入が行われた日ごとの産業廃棄物税の課税標準量等を記載した帳簿を5年間保存しなければなりません。

- 帳簿は、任意の様式としていますが、廃棄物処理法に基づく帳簿に次に定める事項が全て明瞭に記載されている場合には、当該帳簿を保存することで差し支えありません。

《特別徴収義務者の帳簿の記載事項》

- ① 産業廃棄物の搬入が行われた年月日
- ② 産業廃棄物の種類及び重量又は換算重量（体積による搬入があった場合に限る。）
- ③ 税額
- ④ 産業廃棄物の最終処分委託者の氏名又は名称

《納税者の帳簿の記載事項》

- ① 産業廃棄物の搬入が行われた年月日
- ② 産業廃棄物の種類及び重量又は換算重量（体積による搬入があった場合に限る。）

2 産業廃棄物税の申告納入（納付）

(1) 納入（納付）申告書の提出

特別徴収義務者である最終処分業者は、最終処分の委託契約に基づき最終処分場に搬入される産業廃棄物について、その委託者から産業廃棄物税を徴収し、毎月、一月分を取りまとめて、翌月末日までに、県税事務所にその徴収した税額などを記載した申告書を提出し、その税額を納入しなければなりません。

- 申告は、「産業廃棄物税納入申告書」に必要事項を記入し、「課税標準量に関する明細」を添付して、特別徴収義務者の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所に申告してください。
- 納入は、県が作成した納入書（3枚綴り）に特別徴収義務者の住所、氏名又は名称、納入すべき徴収税額などを記載し、最寄りの金融機関等で納めてください。
- 特別徴収義務者は、最終処分料金と併せて産業廃棄物税を徴収する場合には、請求書等に最終処分料金と産業廃棄物税が明確に区分されるよう記載してください。

納税者は、毎月の産業廃棄物の最終処分場への搬入量を取りまとめ、その搬入量に応じた産業廃棄物税の税額を計算し、翌月末日までに、県税事務所に産業廃棄物の搬入量、税額などを記載した申告書を提出し、その税額を納付しなければなりません。

- 申告は、「産業廃棄物税申告（修正申告）書」に必要事項を記入し、課税標準量に関する明細を添付して、納税者の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所に申告してください。
- 納付は、県が作成した納付書（3枚綴り）に納税者の住所、氏名又は名称、納付すべき税額などを記載し、最寄りの金融機関等で納めてください。

【注意事項】

- ① 申告納入（納付）期限が土曜日・日曜日・祝日である場合や12月29日から1月3日までの間については、その翌日が申告納入（納付）期限となります。
- ② 申告書は、特別徴収義務者又は納税者ごとに提出してください。
- ③ 納入又は納付すべき税額がない場合（0円である場合）もその旨の申告書を提出してください。

(2) 修正申告納付

納税者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければなりません。

- 修正申告は、「産業廃棄物税申告（修正申告）書」に必要事項を記入し、課税標準量に関する明細を添付して、納税者の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所に申告してください。

(3) 更正・決定

- 産業廃棄物税が適正に申告されていなかった場合又は申告書の提出がなかった場合には、更正又は決定が行われます。
- 更正・決定が行われる場合には、「産業廃棄物税更正・決定（加算金決定）書」により通知されます。また、更正又は決定に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金についても、併せて通知されます。
- 「産業廃棄物税更正・決定（加算金決定）書」を受理した特別徴収義務者又は納税者は、当該通知に係る不足金額及び各種加算金額があるときは、これらを納入（納付）しなければなりません。

産業廃棄物の種類及び体積への換算

トラックスケールなどの計量器がない場合や計量器が故障などにより使用できない場合など産業廃棄物の重量の計測が困難な場合には、次表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（産業廃棄物の種類ごとの体積の測定が困難な産業廃棄物にあつては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、その体積 1 m³につき同表の右欄に定める重量に換算します。

〈例：燃え殻 30 m³ ⇒ 30 m³ × 1.14 トン/m³ = 34.2 トン〉

産業廃棄物の種類	重量（トン/m ³ ）
① 燃え殻	1.14
② 汚泥	1.10
③ 廃油	0.90
④ 廃プラスチック類	0.35
⑤ 紙くず	0.30
⑥ 木くず	0.55
⑦ 繊維くず	0.12
⑧ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
⑨ 廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる廃棄物	1.00
⑩ ゴムくず	0.52
⑪ 金属くず	1.13
⑫ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
⑬ 鉱さい	1.93
⑭ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
⑮ 動物のふん尿	1.00
⑯ 動物の死体	1.00
⑰ 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる廃棄物	1.26
⑱ 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	1.00

(産業廃棄物税納入申告書記載例)

第1号様式(第4条関係)

産業廃棄物税納入申告書

受付印		令和8年2月27日	※ 処 理 事 項	発信年月日		徴収番号	
				通信日付印	確認印		
				・	・		
特 別 徴 収 義 務 者	住所又は所在地	青森市長島1丁目1-1					
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	株式会社 △△産業 代表取締役 □□□□					
	この申告に回答する 係名及び担当者の 氏名並びに電話番号	係名 環境保全係 氏名 あおり太郎 (〇〇〇局〇〇〇〇番)					
申告対象		令和8年 1 月の搬入分					
区分		課税標準量	税率	税額			
申告額		125.108トン	1,000円	125,108円			
課税標準量に関する明細		別紙のとおり					
備考							

注1 ※印の欄は、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

課 税 標 準 量 に 関 す る 明 細

令和8 年 1 月分					1 枚のうち
					1 枚 目
最終処分場の所在地	弘前市蔵主町4				
産業廃棄物の種類	重量 (t) (7)	重量の計測が困難な場合			合計重量 (t) (7) + (i)
		体積 (m³) (A)	1 m³当りの重量 (t) (B)	換算重量 (t) (i) (A×B)	
燃え殻	90.87	.	.	.	90.87
廃プラスチック類	8.21	4.05	0.35	1.417	9.627
木くず	21.98	.	.	.	21.98
ゴムくず	.	5.06	0.52	2.631	2.631
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
合 計	121.06	9.11		4.048	125.108

注1 最終処分場ごとに別様とすること。

2 「重量 (t)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した重量を記載すること。この場合において、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

3 「体積 (m³)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した体積を記載すること。この場合において、体積について0.001立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

4 「1 m³当りの重量 (t)」欄には、産業廃棄物の種類に応じ、青森県産業廃棄物税条例施行規則第3条の表の下欄に定める重量を記載すること。

5 「換算重量 (t)」の欄に記載すべき重量に0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(産業廃棄物税申告書記載例)

第2号様式(第4条関係)

産業廃棄物税申告書
~~修正申告書~~

受付印		令和8年2月27日		※ 処 理 事 項	発信年月日			徴収番号				
					通信日付印		確認印					
					.		.					
納 税 者	住所又は所在地		青森市長島1丁目1-1									
	氏名又は名称及び 代表者の氏名		株式会社 △△産業 代表取締役 □□□□									
	個人番号又は 法人番号											
	この申告に回答する 係名及び担当者の 氏名並びに電話番号		係名 経理係		氏名 はちのへ二郎		(〇〇〇局〇〇〇〇番)					
申告対象			令和8年1月の搬入分									
区分			課税標準量			税率		税額				
申告	申告額		214.425トン			1,000円		214,425円				
修正 申告	修正申告額 ①		. トン			1,000円		円				
	既に納付の 確定している額 ②		. トン			1,000円		円				
	この申告により 納付すべき税額 ①-②							円				
(増差税額) 納付年月日			年 月 日									
課税標準量に関する明細			別紙のとおり									
備考												

注1 ※印の欄は、記載しないこと。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

課 税 標 準 量 に 関 する 明 細

令和8 年 1 月分					2 枚のうち
					1 枚 目
最終処分場の所在地	八戸市尻内町鴨田7				
産業廃棄物の種類	重量 (t) (ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量 (t) (ア) + (イ)
		体積 (m³) (A)	1 m³当りの重量 (t) (B)	換算重量 (t) (イ) (A×B)	
汚泥	40.31	.	.	.	40.31
固形状の不要物	.	10.03	1.00	10.03	10.03
2条12号に掲げる廃棄物	30.12	10.25	1.26	12.915	43.035
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
合 計	70.43	20.28		22.945	93.375
課税の対象とならない産業廃棄物の搬入の明細					
産業廃棄物の種類	重量 (t) (ア)	体積 (m³) (A)	1 m³当りの重量 (t) (B)	換算重量 (t) (イ) (A×B)	合計重量 (t) (ア) + (イ)
汚泥	30.123	.		.	30.123
	.	.		.	.

注1 最終処分場ごとに別様とすること。

2 「重量 (t)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した重量を記載すること。この場合において、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

3 「体積 (m³)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した体積を記載すること。この場合において、体積について0.001立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

4 「1 m³当りの重量 (t)」欄には、産業廃棄物の種類に応じ、青森県産業廃棄物税条例施行規則第3条の表の下欄に定める重量を記載すること。

5 「換算重量 (t)」の欄に記載すべき重量に0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

課 税 標 準 量 に 関 す る 明 細

令和8 年 1 月分					2 枚のうち
					2 枚 目
最 終 処 分 場 の 所 在 地	十和田市西十二番町20-12				
産 業 廃 棄 物 の 種 類	重量 (t) (ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量 (t) (ア) + (イ)
		体積 (m³) (A)	1 m³当りの 重量 (t) (B)	換算重量 (t) (イ) (A×B)	
燃え殻	100.00	.	.	.	100.00
金属くず	21.05	.	.	.	21.05
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.
合 計	121.05	.		.	121.05
課税の対象とならない産業廃棄物の搬入の明細					
産 業 廃 棄 物 の 種 類	重量 (t) (ア)	体積 (m³) (A)	1 m³当りの 重量 (t) (B)	換算重量 (t) (イ) (A×B)	合計重量 (t) (ア) + (イ)
	.	.		.	.
	.	.		.	.

注1 最終処分場ごとに別様とすること。

2 「重量 (t)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した重量を記載すること。この場合において、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

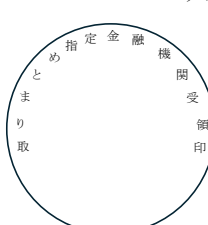
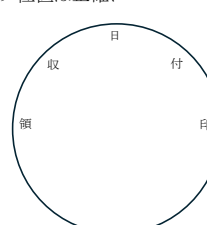
3 「体積 (m³)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した体積を記載すること。この場合において、体積について0.001立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

4 「1 m³当りの重量 (t)」欄には、産業廃棄物の種類に応じ、青森県産業廃棄物税条例施行規則第3条の表の下欄に定める重量を記載すること。

5 「換算重量 (t)」の欄に記載すべき重量に0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(納付(納入)書記載例)

県 税		領 収 証 書 (公)																																																																														
県 税		納 入 書 (公)																																																																														
県 税		領収済通知書 (公)																																																																														
ID		6 5																																																																														
税 目 コード	2 4	徴 収 番 号	1 A △ △ △ △ △ △																																																																													
年 度	0 7	行 為 年 月	0 8 0 1																																																																													
		賦課 区 分	1																																																																													
		税 目	産業廃棄物税																																																																													
住 所 青森市長島一丁目1-1																																																																																
氏 名 株式会社 △△産業																																																																																
※印欄は、納税者が 下計算して記入して下さい。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">延滞金</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">過少申告 加算金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">不申告 加算金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">重加算金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>8</td> </tr> </table>			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	税 額					1	2	5	1	0	8	延滞金	※										過少申告 加算金											不申告 加算金											重加算金											合 計	※				1	2	5	1	0	8
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																						
税 額					1	2	5	1	0	8																																																																						
延滞金	※																																																																															
過少申告 加算金																																																																																
不申告 加算金																																																																																
重加算金																																																																																
合 計	※				1	2	5	1	0	8																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">口座 番号</td> <td>02330-0-960027 番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">加入 者 名</td> <td>青森県 会計管理者</td> </tr> </table>		口座 番号	02330-0-960027 番	加入 者 名	青森県 会計管理者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">納期限</td> <td style="text-align: center;">8 年 3 月 2 日</td> </tr> </table>		納期限	8 年 3 月 2 日																																																																							
口座 番号	02330-0-960027 番																																																																															
加入 者 名	青森県 会計管理者																																																																															
納期限	8 年 3 月 2 日																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">取りまとめ指定金融機関</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">株式会社青森みちのく銀行 県庁支店</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取りまとめ貯金 事務センター</td> <td style="text-align: center;">郵便番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">仙台貯金事務センター</td> <td style="text-align: center;">980-8794</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">青森県 中央 県税事務所</td> </tr> </table>		取りまとめ指定金融機関		株式会社青森みちのく銀行 県庁支店		取りまとめ貯金 事務センター	郵便番号	仙台貯金事務センター	980-8794	青森県 中央 県税事務所		スタンプ位置は正確に  																																																																				
取りまとめ指定金融機関																																																																																
株式会社青森みちのく銀行 県庁支店																																																																																
取りまとめ貯金 事務センター	郵便番号																																																																															
仙台貯金事務センター	980-8794																																																																															
青森県 中央 県税事務所																																																																																

この用紙は、直接機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。
(県税事務所保管)

年度・行為年月の欄は
記入してください。
それ以外の項目は印字
しています。

住所及び氏名は
印字しています。

税額欄と合計欄を記入
してください。なお、納
入分と納付分は原則とし
て別の納付(納入)書で
納めてください。

納期限を記入して
ください。

この用紙で払い込むときは、払込料金がはいりません。

- ※1 納付(納入)書は3枚複写になっています。
- 2 賦課区分欄については、申告納入分の納付書は「1」と、申告納付分の納付書は「2」と印字していますので、それぞれの納付(納入)書に応じて納付(納入)してください。

IV 徴収猶予等

1 徴収猶予

特別徴収義務者が産業廃棄物の最終処分料の料金及び産業廃棄物税の一部又は全部を産業廃棄物税の納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物税の一部又は全部を納入することができないと認められる場合には、その納入することができない金額を限度として、2ヶ月以内の期間に限って徴収猶予することができます。

(1) 徴収猶予の申請

- 徴収猶予の申請は、「産業廃棄物税徴収猶予申請書」に必要事項を記入し、特別徴収義務者の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所に提出します。
- 徴収猶予を受けようとする場合は、その猶予に係る金額が100万円以下である場合等担保を徴する必要がある場合を除いて、この猶予税額に見合う担保を提供しなければなりません。
- 徴収猶予の申請が提出されますと、その内容を審査した後、その申請者に対して「産業廃棄物税徴収猶予承認書」によって承認又は「産業廃棄物税徴収猶予不承認通知書」によって不承認が通知されます。
- 徴収猶予が認められた場合には、指定された徴収猶予期限までに納入してください。

(2) 徴収猶予の要件

- 徴収猶予の要件は次のとおりです。
 - ① 産業廃棄物税の全部又は一部を納入することができないと認められる理由があること。
 - ② 納期限までに最終処分料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなかったことなどを帳簿等において明らかにしていること。
- 徴収猶予の申請時には、関係資料の提出を求めることになります。また、徴収猶予の申請の事実及び売掛の事実と相違がないかについて、売掛台帳等の実地調査を行うことがありますので、ご協力ください。

2 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

特別徴収義務者が最終処分料金及び産業廃棄物税の一部又は全部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合又は天災などにより徴収した産業廃棄物税額を失った場合には、その産業廃棄物税額が既に納入されている場合にはその税額を還付し、まだ産業廃棄物税が納入されていないときには、その納入の義務の免除を受けることができます。

(1) 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請

- 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請は、「産業廃棄物税の徴収不能額等の還付又は免除申請書」に必要事項を記入し、特別徴収義務者の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所に提出します。
- 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請書が提出されますと、その内容を審査した後、その申請者に対して「産業廃棄物税更正・決定（加算金決定）書」によって承認又は「産業廃棄物税徴収不能額等の還付（免除）しない旨の通知書」によって不承認が通知されます。
- 徴収不能額等の還付を行う場合には、還付を受ける特別徴収義務者に未納の徴収金があるときは、還付を受けるべき税額を充当します。

(2) 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の要件

- 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の要件は次のとおりです。
 - ① 最終処分料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を納入することができないと認められる正当な理由があること。
 - ② 天災などにより徴収した産業廃棄物税額を失ったと認められること。

<例>

- ・請求の相手方の倒産などにより明らかに売掛金の回収が不可能な場合等
- ・特別徴収義務者が自然災害や盗難などで徴収した産業廃棄物税を失った場合等
- 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請時には、関係資料の提出を求めることになります。また、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請の事実及び売掛の事実と相違がないかについて、売掛台帳等の実地調査を行うことがありますので、ご協力ください。

V その他

1 申告書の提出

申告書は、申告先の県税事務所あて持参又は郵送してください。

2 加算金と延滞金

申告が遅れた場合等には各種加算金が課されます。

(1) 加算金

《過少申告加算金》

- 期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をしたり、又は増額の更正を受けた場合

・・・・・・・・・・増差税額×10／100

- 増差税額が期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い額を超えている場合

・・・・・・・・・・増差税額×10／100＋超えた部分の金額×5／100

《不申告加算金》

- 期限内に申告をしなかったため決定を受けた場合

・・・・・・・・・・納める税額×15／100

- 期限後に申告した場合

・・・・・・・・・・納める税額×5／100

《重加算金》

- 不正な方法で故意に税を免れようとした場合で期限内に申告している場合

・・・・・・・・・・増差税額×35／100

- 不正な方法で故意に免れようとした場合で申告しなかった場合又は期限後に申告した場合

・・・・・・・・・・増差税額×40／100

注1 納める税額が50万円又は300万円を超える場合は、それぞれの部分に対する不申告加算金の割合が異なります。

注2 過去に不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合等は、それぞれの割合が加重されることがあります。

(2) 延滞金

納入・納付が遅れた場合には延滞金が加算されます。

- 納期限までに税を納めないときに加算されるもので、納期限の翌日から納入(納付)の日までの期間に応じて、計算されます。

納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで・・・・・・・・・・年率7.3%(注1)

注1 当分の間、年7.3%又はその年の延滞金特例基準割合に1%を加えた率のいずれか低い率が適用されます。

上の納期限から納入・納付の日まで・・・・・・・・・・年率14.6%(注2)

注2 当分の間、年14.6%又はその年の延滞金特例基準割合に7.3%を加えた率のいずれか低い率が適用されます。

3 救済制度

(1) 更正の請求

産業廃棄物税を過大に申告したときは、納期限から5年以内に限り、減額の更正の請求ができます。

(2) 審査請求

産業廃棄物税の課税処分や徴収処分について不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

■ 納税の場所と県税事務所のご案内

納税の場所 次の金融機関等で納めることができます。

区 分		取扱金融機関等名
県 内	銀 行	青森みちのく、みずほ、岩手、東北、北日本、秋田、ゆうちょの各銀行の県内支店
	信用金庫	青い森信用金庫、東奥信用金庫
	信用組合	青森県信用組合
	労働金庫	東北労働金庫
	農 協	農林中央金庫、指定されている農業協同組合
	漁 協	東日本信用漁業協同組合連合会青森支店
県 外	銀 行	青森みちのく銀行、ゆうちょ銀行（東北6県に限る）

県税事務所

県税事務所	所在地	電話	所管区域
青森県中央県税事務所	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 県庁舎北棟1階	017-734-9976	青森市 東津軽郡
青森県中南県税事務所	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 県合同庁舎2階	0172-32-4341	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡
青森県三八県税事務所	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 県合同庁舎1階	0178-27-4455	八戸市 三戸郡
青森県西北県税事務所	〒037-0046 五所川原市栄町10 県合同庁舎1階	0173-34-3141	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡
青森県上北県税事務所	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 県合同庁舎1階	0176-23-4241	十和田市 三沢市 上北郡
青森県下北県税事務所	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 県合同庁舎1階	0175-22-3105	むつ市 下北郡

産業廃棄物税申告書記載の手引き

令和7年8月発行



青森県基本計画

「青森新時代」
への架け橋